

各 位

平成30年5月15日

会 社 名 : 八 洲 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 太 田 明 夫

(コード : 3 1 5 3 東 証 1 部)

問 合 せ 先 : 上 席 執 行 役 員 経 営 統 括 本 部 長 兼 経 営 企 画 本 部 長 織 田 富 造

(TEL : 0 3 - 3 5 0 7 - 3 3 4 9)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成30年6月26日開催予定の第74期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式を報酬として付与することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとするとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のため、報酬としての金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）を支給することとなります。そのため、本制度の導入は、金銭報酬債権を支給することについて、本株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を当社に現物出資し、その対価として当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年6万株（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所市場第一部での当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。）とします。

また、本制度による当社普通株式（以下「本株式」という。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容とする譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役の保有する譲渡制限付株式は、野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない上席執行役員に対しても、当社取締役会決議により、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給し、当社普通株式を発行又は処分する予定です。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠

平成28年6月24日開催の第72期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額2億5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会において本制度を新たに導入し、上記 2. に記載の本制度に係る報酬枠を対象取締役に対するものとして設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

以 上